

# 長野県中野市で発見された渋紙文書調査報告と 今後の課題

— 19 世紀中葉台湾文書と 19 世紀末日本文書について —

高 橋 実

## 【要 旨】

本稿は、長野県中野市江部・山田家に保存されていた敷物用の渋紙の中に張り合わされていた台湾の地方役所文書や日本の地方役所などの文書についての調査・研究報告である。

渋紙台湾文書は、清末 19 世紀の苗栗県、嘉義県などの公文書であることが明らかとなった。これら渋紙台湾文書は、帳簿の一部など不完全なものが少なくないが、台湾でこれまで残っている文書は省レベルの文書であり、したがって渋紙文書のような県レベルの文書は貴重なものである。淡新檔案・中央政府檔案とあわせて利用すれば、民政、財政、軍事、土地開発及び刑事等の研究に寄与するに違いない。日本文書は、明治 20 年代の新潟県内の地方役所で作成された行政文書などである。

今後、渋紙に関する全国的注意喚起を継続的に行い、山田家と同様の渋紙の発見と保存・活用をはかることが課題である。さらに渋紙だけでなく、非現用となった文書の廃棄から再利用、再々利用のシステムを研究し明確にする必要がある。

日本はある時期の東アジアの文書記録のあり方に責任がある。それゆえ、渋紙台湾文書のような発掘と情報提供は欠かせない。

## 【目 次】

はじめに

- 1 調査の経緯
- 2 渋紙台湾文書の内容と意義
- 3 渋紙台湾文書の位置と今後の課題
- 4 附 論  
清代台湾公文書の現状と利用について（呉 文星）  
渋紙台湾文書の日本語抄訳（黄 紹恒）
- 5 渋紙日本文書の概要（宇井 隆）
- 6 渋紙日本文書目録

はじめに

ときどき襖の下張りから貴重な文書記録の発見ということはあるが、柿渋を塗布されて内容が読みにくい渋紙（しぶがみ）の中から貴重な史料の発見ということは珍しいのではなからう

か。ましてや台湾の文書が貼られていたことが発見されたのははじめてであろう。しかも台湾では、清朝末期の文書記録の伝来が少ないということであるから、貴重な発見である。

山田家でかつて使用されていたこの渋紙は、文書記録の反故を張り合せたものに柿渋を薄く塗布したもので、また簡略な貼り合わせ方法で製作された渋紙であるから、大量生産（したがって反故紙・故紙の大量収集と使用）された可能性があり、そのため現存しているのは山田家のみでない可能性が高い。ただそのようなものが貼られていることを知らないために渋紙文書が「発見」されないのかもしれないのである。

渋紙とは、「大半紙・美濃紙とか帳簿の反故を張り合わせたものに柿渋をひいて防水性を与えた紙。衣料・敷物や本の表紙とかいろいろの物を包むのに用いる」といわれている（久米康生『和紙文化辞典』わがみ堂、1995年10月）。

ほとんどの渋紙は、柿渋が二重三重に塗布され暗い色になっているため、使用された反故紙の内容が判読できないのが普通である。

## 1 調査の経緯

### (1) 渋紙文書との対面

国文学研究資料館史料館（通称、国立史料館。2006年度からアーカイブズ研究系）では、科学研究費の基盤研究B「日本近世・近代の地主・名望家文書を中核とした地域史料の総合的研究」（代表、丑木幸男。平成15年度～18年度）を継続的に行ってきた。なかでも信濃国高井郡東江部村・山田家文書の調査や整理および研究は、その中核的な活動である（中野市教育委員会との共編による文書目録全3冊。第3冊目は2008年3月刊行予定。共同研究の成果は2008年中に刊行予定）。

さて2003年8月下旬に行われた共同史料調査のうちに当該の渋紙文書を「発見」することとなった。当該渋紙は早い段階で整理され、それまでは他の渋紙と同じように単なる「渋紙」として目録に記載されていたのである。それが、保存手当てするために蔵から出して渋紙を扱っていた青木睦氏が、柿渋を塗った裏側の文字が読める中国語文書に「台湾府」など「台湾」の文字があることを「発見」し、これは台湾文書であると調査参加者に知らせたのである。

調査参加者の中に、近く台湾研究者と面談する予定の者がいたので、渋紙文書の写真を持参し、台湾文書の内容や意義を教示してもらうこととなった。

なお山田家の長女山田正子氏（研究協力者の一人）がいうには、質蔵の二階に当該の渋紙が保存されていたという。山田家では「渋紙」と呼んでおり、これまで他の「渋紙」と同じように長持ちの上掛けや搗き餅の伸ばしや切り餅の寒晒したための敷物として使用していたということである。

### (2) 台湾での問い合わせ

2003年10月下旬、台湾で、呉文星（台湾国立師範大学教授）氏や黄紹恒（当時、台湾国立政治大学教授）氏をはじめ台湾史の専門家に写真をみせて内容を聞いたところ、数枚の限られた写真からであったが、現在の台湾省彰化県、鹿港近くの19世紀中葉の地方役所公文書であることが分かった。

### (3) 渋紙文書の再調査

2003年11月末の山田家文書の共同調査の折り、改めて渋紙の詳細な調査を行った。この調査によって台湾文書とともに日本の地方役所公文書ないし準公文書も貼られていることが判明した。

その概要は次の通りである。

#### 台湾文書

道光（元年=1821）10年、30年  
同治（元年=1862）6、9、11年  
光緒（元年=1875）6、18年

#### 新潟県野紙文書（赤色野、青色野）

魚沼群・北蒲原郡文書  
明治22年壮丁名簿  
太閤記  
中越富山の明治27年電信  
内国和文局報着信原簿 明治28年  
渡馬福島郵便電信局 76通  
内国和文着信気象報 明治27年  
相模国横須賀郵便電信局 13通

### (4) 台湾史研究の専門家の現地調査

2004年1月、中京大学の社会科学研究所の招聘で前述の呉氏と黄氏の2名の台湾史研究者が来日することとなったので、中野市の山田家の現地調査をしてもらうことにした。雪が降った後の寒さが厳しい時の現地調査であったが、調査の結果、台湾各地の地方役所の公文書が多数張られていることが分かった。

たとえば、同治6~10（1870）年代の埋葬許可願書、刑事事件関係文書、塩販売許可関係文書、軍装総局関係文書、福建省から鹿港への積荷関係文書、嘉義県裁判所関係文書などである。

この調査段階で、この渋紙文書が台湾史料の中でもつ意味を以下のようにとらえていたのである。渋紙台湾檔案（中国語圏では歴史資料のことを「檔案」という。大陸は「檔案」だが、台湾では正字の「檔案」である）の発見は重要である。台湾では、地方檔案がほとんど伝えられていない中での発見であり、台湾の社会経済史の貴重な歴史檔案であるからである（呉・黄両氏）。これまでこの時期の檔案の存在は知られていなかったが、この「発見」によってこの時期でも文書が作成、保存されていたことがわかり、今後相当時代をさかのぼった研究を期待できる（檜山氏）、というものであった。

渋紙台湾文書は貼られたままであるが、一点ごとに写真を撮ったので、それにもとづいて後日、呉・黄の



両氏らが日本語訳にすることとなった。また日本語訳の完成をまって、渋紙台湾文書についての日台国際シンポジウムを開催しようということになった。

#### (5) 渋紙文書研究会の開催

これらの調査にもとづいて渋紙文書についての研究会を開催することとなった(2004年3月12日、国文学研究資料館・大会議室で開催)。

研究会の趣旨は、「史料館が中心となって調査を行ってきた長野県中野市の山田家に、日常的に使用していた渋紙が多く残されていました。その渋紙の中に、台湾の公文書が張り合わされていたことが昨年夏に発見しました。今年の1月に、台湾史の専門家に調査していただいたところ、清朝末の1860年代から80年代の台湾地方役所の公文書であることがわかりました。台湾にはこの時期の文書記録は少なく、当該渋紙文書は貴重な歴史史料であることがわかりました。そこで、当該渋紙文書の歴史的な位置づけと、その管理保存および活用について、歴史学、史料学、保存科学、修復学などの立場から検討する研究会を開催したいと思います」というものである。

研究報告などは以下の通りである。

- ①山田家所蔵渋紙文書の調査経緯と今後の課題(史料館・高橋実)
- ②渋紙が語る20世紀の国家と社会—「帝国」の文書再利用ネットワーク—  
(中京大学・檜山幸夫)
- ③渋紙台湾文書の紙質分析について(史料館・青木睦)
- ④渋紙の剥離技術の選定について(瑤春堂・竹内進一)

#### (6) 渋紙文書の剥離と修復

その後、「文化財・芸術研究助成財団」から助成金をえて解体剥離と修復の作業を瑤春堂の竹内進一氏に依頼し、あわせて台湾文書の写真撮影を行い、そのデータを呉文星・黄紹恒両氏に送り、文書の内容や意味について検討を依頼した。

解体剥離し、修復が終了し、2005年1月16日付の「修理報告書」が竹内氏より提出された。

なお、解体・修復にあたっては台湾文書の処置を優先してもらい、それらの1点ごとの写真は2004年秋までに呉・黄両氏に送っている。総数は断片をふくめて191点である。

#### (7) 台湾で再度協議

2004年8月4日、台湾の台北で関係者が渋紙台湾文書のことで改めて協議し、次のようなことを確認した。

- ①渋紙のことを材料に史料保存のキャンペーンを行いたい。
- ②マスメディアに報道してもらい、渋紙文書の存在に注意を喚起し、国内外の反故文書の発見と保存につなげたい。
- ③渋紙台湾文書の調査研究をもとに国際シンポジウムを開催したい。

#### (8) 日台国際史料研究会

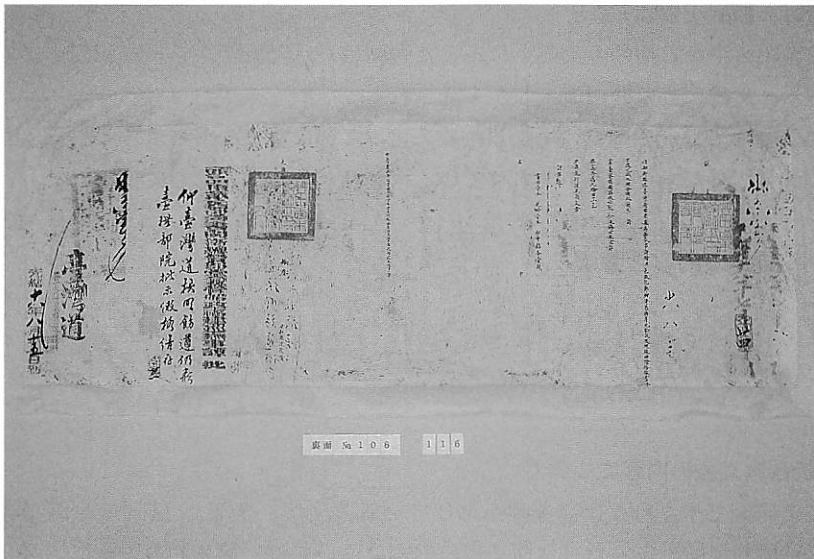
台湾総督府民政長官であった後藤新平関係の史料(岩手県水沢市)を共同調査するために呉

文星・黄紹恒両氏が来日した機会に、日本で発見された渋紙台湾文書についてのアーカイブズ学的意義を検討し、あわせて剥離・修復となった渋紙文書の展覧を行うための研究会を開催することとした（主催は国文学研究資料館アーカイブズ研究系・台湾歴史史料研究会・中京大学社会科学研究所で、後援は日本財団。2005年4月28日、国文学研究資料館・大会議室で開催）。

開催の趣旨は、「2003年8月の史料調査の折りに、長野県中野市・山田家にある渋紙に台湾文書が張り合わされていたことがわかった。その年の10月、台湾で呉文先生・黄紹恒先生らに写真を示して照会したところ清末台湾地方役所文書であることが判明した。2004年1月、呉文星・黄紹恒領先生が来日したおり、現地中野市の山田家を訪問していただき、渋紙調査を行った。それらの調査・研究にもとづいて2004年3月に渋紙文書研究会を開催したところである。その後、「文化財・芸術研究助成財団」から助成金をえて解体剥離と修復の作業を行った。あわせて台湾文書の写真撮影を行い、そのデータを呉文星・黄紹恒両先生に送り、文書の内容や意味について検討をお願いした。今度、呉文星・黄紹恒両先生が来日される機会に渋紙台湾文書についてのアーカイブズ学的意義を検討し、あわせて修復となった渋紙文書のお披露目を行うための研究会を開催することとした。日本はある時期の東アジアの記録史料の存在に責任がある。その日本で発見された台湾文書の内容と意義を検討し、東アジアのアーカイブズ情報を交換することの意義は小さくない」というものである。

研究報告は次の通りで

- ①渋紙文書調査の経緯と今後の課題について（高橋実・アーカイブズ研究系）
- ②東アジアにおけるアーカイブズネットワークについて（安藤正人・アーカイブズ研究系）
- ③渋紙文書の剥離作業や紙質等について（青木睦・アーカイブズ研究系）
- ④日本統治期台湾における史料研究の現状と課題（檜山幸夫・中京大学教授）
- ⑤渋紙台湾文書の内容とその特色について（黄紹恒・国立政治大学教授）
- ⑥清代台湾の公文書に関する現状とその利用について（呉文星・国立師範大学教授）



渋紙台湾文書

山田家の渋紙は大量生産されたものようであり、したがってこのような渋紙に注意を喚起することによって国内で同じような反古文書が発見される可能性がある。

そこで、日台国際史料研究会の開催にあわせて、渋紙文書の意味と国内外反古文書の存在に注意を喚起してもらうため、広く内外に報道してもらうこととし、共同通信社に情報を提供した。共同通信社では、国文学研究資料館と中野市の山田家などで取材を行い、4月28日の朝刊用に配信した。内容は次の通りである。なお、記事は産経新聞やThe Japan Timesをはじめ120をこえる地方新聞、コミュニティー紙などのメディアや、あるいはインターネットニュースで報道された(5月11日のヤフーでの検索)。

十九世紀清朝時代に書かれた台湾の地方役所の文書約百九十点が、長野県中野市の旧家に保管されていたことが二十七日までに、国文学研究資料館(東京都)の研究グループの調査で分かった。

清朝期の公文書は、中央のものは中国で研究が進んでいるが、台湾に関しては日本に統治されたことも影響してほとんど残っていない。専門家は「日本の統治時代に流入したらしい。当時の台湾の政治、社会情勢の研究に役立ちそうだ」と注目している。

グループは二十八日、翻訳を依頼していた台湾の研究者と都内で合同シンポジウムを開く。

中野市江部、山田顕五(やまだ・けんご)さん(89)方の蔵に大量にあった古文書を調査していた同資料館の高橋実(たかはし・みのる)教授(記録史料学)らが二〇〇三年八月、不要になった紙に柿渋を塗って張り合わせてつくり、荷物の梱包(こんぼう)などに使う「渋紙(しぶかみ)」の裏に清朝の年号「道光」「光緒」や漢字の文章、朱印が透けているのを発見した。

その後の調査で盗難届、囚人の獄死報告、殺人事件の捜査報告など一八三〇—一八九〇年における現在の彰化県、鹿港周辺の地方役所の文書と分かった。

グループは見つかった百九十一点を渋紙からはがし修復、あらためて台湾の研究者に詳しい鑑定と翻訳を依頼した。

十七世紀後半から清朝の支配下にあった台湾は一八九五年から一九四五年まで日本支配下にあり、文書はその間に流入したとみられる。

高橋教授は「古紙を再生利用するために日本に運ばれたのだろう。これだけ大量にあったことから、まだまだ文書が埋もれている可能性がある」と話している。

## 2 渋紙台湾文書の内容と意義

研究会での黄紹恒氏と呉文星氏の報告によれば、渋紙台湾文書の内容と意義は以下の通りである。

### (1) 渋紙台湾文書の内容について

台湾経済史研究ですぐれた研究業績をあげている黄氏は、全部で22通の台湾文書について日本語による具体的な解説をした(台湾文書の内容については、第4節の附論に掲載している)。

黄氏は、清朝台湾の行政制度や文書様式および文書機能のあり方をふまえた上で、これらの

文書は地方役所の公文書であるが、帳簿の一部の断片など不完全なものが少なくない。しかし、台湾でこれまで残っている文書は、省レベルの文書である。したがって渋紙文書のような府・県レベルの文書がほとんどなかったのであるから、その意味で貴重なものであると報告した。

## (2) 渋紙台湾文書の意義について

台湾史研究の第一人者である呉文星氏は、渋紙台湾文書の意義について次のように報告した（報告については第4節の附論に全文掲載している）。つまり「清代台湾の巡撫衙門、布政使司、各府、州、庁、県は本来かなり多くの公文書があった。しかし、清代台湾は戦乱が多く、政府もまだ保存の責務を専門に担う機構を備えていなかったため多くの公文書がきちんと保存されてこなかった。それに加え、台湾の気候は比較的湿度が高いため、虫害などによる損傷が少なくなかった。現存の台湾の古文書は淡新檔案と劉銘伝の撫台檔案の二種類があるのみである。1949年、中華民国中央政府が台湾に移ってきた時、一部の清代の公文書が台湾に運ばれたが、その中に台湾に関する史料は少なくなかった」とし、ついで台湾に関する史料館およびその利用状況を具体的に報告した上で、さらに「1949年、中国大陆から台湾に移された清代中央政府の公文書はすでに整理され出版されているものが多く、それら台湾に関する史料を利用した専門的課題の研究が徐々に増加している。また、清代台湾地方政府の残した公文書は淡新と劉銘伝撫台檔案が最も貴重であり、常に清代台湾社会経済史研究者に利用されている。今回、予想外だったのは、長野県山田家で渋紙の台湾史料が所蔵されているのが発見されたことである。その内容をみたところ、それは清代嘉慶から光緒年間（1818年～98年）における、苗栗、嘉義県の公文書であることが明らかとなった。租税の徴収、耗羨銀両の護送、防営台帳、犯人逮捕の通告、事件の調査報告、訴訟・訴状等の文書に分けられ、その性質は淡新檔案と類似しているが、その史料は零細的なもので、系統的な文書ではないため、これらの文書のみでは史実の全貌を掌握しにくい。しかし、淡新檔案或いは中央政府檔案中の関連ある文書と併せて利用すれば、民政、財政、軍事、土地開発及び刑事等の課題の探求と分析に少なからず助けになると信じている。かつて、一般的に清代台湾の史料が日本に保存されている可能性は少ないと考えられていた。しかし今回の渋紙の台湾史料の発見は、この考えが改められることを示している。将来、日本の台湾研究者が日本に現存する清代台湾史料の発掘に注意を払い、日台研究者の互いの協力による研究領域が日本統治時期の台湾のみに限られることなく、清代台湾にまで及ぶことを期待している」と結んでいる。

## 3 渋紙台湾文書の位置と今後の課題

### (1) 渋紙台湾文書の位置

以上のように台湾では、清朝末期の地方檔案の伝来はそれほど多くなかったが、渋紙という形で台湾地方文書が残っていることがわかった。これによって歴史研究の時代を相当さかのぼることができ、研究領域の広がりが期待できるということが今回の研究会で明確となった。黄紹恒・呉文星両氏の報告を受けて、今後、渋紙台湾文書のさらなる内容検討と、具体的な位置づけがなされるであろう。また、この発見を契機に日台両国内での文書調査や「発見」が進め

られることを期待したい。

## (2) 今後の課題

渋紙に関する全国的注意喚起を継続的に行い、山田家と同様の渋紙の発見と保存・活用をはかることが今後の課題の一つである。そのためには第2段、第3段のマスメディアを介して情報の提供が必要である。

それとともに渋紙研究を継続し、その成果を公表していくことが課題である。

また、渋紙台湾文書だけでなく、渋紙日本文書の調査と研究は必要である。

さらに渋紙だけでなく、非現用となった文書の廃棄から再利用、再々利用のシステムを研究し明確にする必要がある。

○

いずれにしても、日本はある時期の東アジアの文書記録のあり方に責任がある。それゆえ、渋紙台湾文書のような発掘と情報提供は欠かせない。それは従来のように海外にある日本関係史料の調査・収集にとどまるのではなく、日本にある外国の史料、なかんずく東アジア関係史料の発掘・提供は大事なことである。国立公文書館アジア歴史資料センターがそのような認識に立って活発な活動していることはたしかである。しかし、必ずしも十分とはいえない。史料の発掘と情報の提供を拡充するために国内外の相互協力体制の構築は必要不可欠である。

## 4 附 論

2005年4月28日に開催した日台国際史料研究会での報告の内、呉文星氏と黄紹恒氏の報告を附論として掲載する。

### 清代台湾公文書の現状と利用について (呉 文星)

清代台湾の巡撫衙門、布政使司、各府、州、厅、県は本来かなり多くの公文書史料があった。しかし、清代台湾は戦乱が多く、政府もまだ保存の責務を専門に担う機構を備えていなかったことに加え、台湾の気候は比較的湿度が高いため、多くの公文書がきちんと保存されて来なかった。現存の台湾の古文書は淡新档案と劉銘伝の撫台档案の二種類があるのみである。1949年、中華民国中央政府が台湾に移ってきた時、一部の清代の公文書が台湾に運ばれたが、その中に台湾に関する史料は少なくなかった。本稿では、現存する台湾の公文書のうち、台湾に関する史料及びその利用状況について皆さんに簡単にご報告したいと思う。

### (1) 中央政府の公文書及びその利用状況

#### ①元内閣大庫の所蔵していた明清公文書中の台湾に関する史料

いわゆる内閣大庫档案とは、1910年内閣から学部に移された公文書を指す。1928年中央研究院歴史語言研究所がこの公文書を買取り、翌年から当研究所が整理を進め、『明清史料』甲、乙、丙、丁の四編を各々10冊、併せて40冊出版した。1949年、この公文書の中から30余万件(もともとの3分の1)を選び出し、100箱に詰め、台湾に運んだ。現在のところ、台北市南港の中央研究院歴史語言研究所に保存されている。台湾に移されたのち、当研究所は明



清資料を引き続き編纂・出版し、現在まで既に甲編から癸編を出版し、併せて100冊になる（附録一を参照）。この公文書の史料は計8200余件あり、10,000ページに及ぶ。

この他、『明清档案存真選輯』3集と『清太祖朝老滿文原档』2冊も出版された。1981年、当研究所が未開封の档案の整理を進め、1986年より台湾の聯経出版公司から『明清档案』を出版し、すでに324冊を出版している。この公文書の内容は清代の社会、政治、財務、経済、軍事、司法、教育、試験、外交、辺境など一切の行政の記録を包括しており、中でも、乾隆、嘉慶年間が最も多い。公文書の中に台湾に関する資料は多く、例えば『明清資料』丁編の中の鄭成功に関する資料はかなりの数にのぼる。戊編は全て台湾に関する史料である。その他の各編にも少しずつ台湾に関する史料が見られる。

2001年3月より、中央研究院歴史語言研究所が所蔵する公文書資料は国内の個人及び教育、学術研究機構などの利用に開放している。詳しくは当研究所のホームページを参照されたい。最近はこの公文書の中でも、疾病、医療に関する資料が大変重視されており、データベースも建てられている。詳しくは当研究所のホームページを、及び劉錚雲「内閣大庫档案中的疾病与医療史料」を参照されたい（『古今論衡』4、2000年、124-133頁）。この公文書を利用したの更なる究明が待たれる課題は多い。

## ②故宮博物院が所蔵する清代公文書における台湾に関する史料

故宮の清代公文書は大まかに宮中档、軍機処档、内閣部院档、史館档の4種類に分けられる。40余万件ある宮中档の主なものとは歴朝上奏文及びその附属文書で、満文、漢文の上奏文は共に158,000余件にのぼる。中でも満文の上奏文は2,800余件になる。台湾事務に関する上奏文は少なくない、政治、経済、社会、文化などの各方面を包括している。例えば清朝の台湾統治政策、地方官吏の台湾経営、原住民の鎮撫、土地開発、農業生産、雨水糧価、分類械闘、秘密会党の活動、人民蜂起事件、及び外国との交渉等の史料がその中にある。

軍機処档は月摺包と档冊の二種類に分類される。月摺包は1746年から1910年まであり、計189,904件になる。その中には豊富な台湾史料がある。例えば台湾彰化の小刀会の史料や、康熙、乾隆年間の台湾の米価、乾隆年間の台湾の人口統計、1875年弁理海防大臣沈葆楨が台北府の設置を願う上奏文、台湾巡撫の邵友濂が台北を省都に定めることを願う上奏文など、いずれも月摺包の中に見られるものである。档冊は目録、諭旨、専案、奏事、記事、電報等の種類に分けられ、合計7,323冊になる。中でも、諭旨類の上諭の写しには台湾に関する資料は少なくない。例えば、朱一貴の尋問における供述、台湾人民蜂起と分類械鬥事件の資料、などである。専案档の中には、林爽文の反乱鎮圧の諭旨、上奏文及びそれに関する文書、会党の天地会に関する資料等がある。

内閣部院档は、台湾とは比較的に無関係である。史館档は清代の国史館及び民国初年に設立された清史館の公文書、志書、列伝等に関する資料を含んでいる。これは史館大庫、軍機処、方略館、内閣大庫、各部と各省の督撫衙門、内務府、国子監等の公文書と書籍を包括する。清史稿稿本、清代各朝の皇帝の本紀は519冊、志書6,558冊、年表1,484冊、「台湾伝」等の列伝9,839冊がある。中でも、台湾史に関するものは少なくない。

現在のところ、台北の故宮博物院がすでに出版した宮中档は康熙朝、雍正朝、乾隆朝、嘉慶朝、道光朝、咸豊朝、光緒朝などの上奏文で、あわせて271集になり、各集とも1,000ページ

近くある。この他、『清宮月摺档台湾史料』8冊、『清宮諭旨档台湾史料』6冊、『清宮廷寄档台湾史料』3冊、『清宮洋務始末台湾史料』4冊、『清宮宮中档奏摺台湾史料』6冊が出版されている(附録一を参照)。その他、まだ出版されていない公文書も全て借出し、閲覧が可能であり、また複写の申請も出来る。故宮の所蔵資料の検索は当院のホームページを利用できる。宮中档及び軍機処档はデータベースを検索できる。また、料金を支払えば全文を複写することも出来る。これまで故宮の公文書を利用して完成された研究成果は大変多いものとなっている。代表的な論著に莊吉発の『清代台湾会党史研究』(台北市：南天書局、1999)、「錦繡山河—台湾輿図の繪製経緯」、「職貢有図—台湾原住民の民俗図像」、李天鳴の「興利除弊—福康安與台湾建設」、沈景鴻の「沈葆楨對台湾開發的貢獻」、傅樂治の「地盡其利—丁日昌與台湾資源開發」、馮明珠の「唇齒相依—細述中法越南戰爭中之閩台海戰」、林信美の「求富図強—劉銘伝與台湾鉄路の興建」(国立故宮博物院《故宮台湾史料概述》台北市：当院、1995)等がある。

### ③総理各国事務衙門档案の台湾に関する史料

この公文書は1955年に外交部から中央研究院近代史研究所に移され保管されている。計6,000余冊、約5,000余万字になる。年代は清の咸豊10(1860)年から宣統3(1911)年となっている。文書の種類は奏摺、上諭、照会、咨文、申呈、公私函件、稟文、告示、調査報告、説帖、條約、章程、合同、匿名掲帖、供詞等の資料を含む。その内容は外交や国防に限らず、四国新档、辦理撫局、海防、各国教務案、各国立約換約、各国使領、地方交渉、租地租界、通商稅務、禁令緝捕、邊防界務、航務、各省鉞務、籌借華洋商款、出使与設領、越南档、朝鮮档、澳門档、西藏档、緬甸档、各国賽会公会、保和会、紅十字会、辛丑議約、庚子賠款、收發電報、その他等26種類に大まかに分けることが出来る。すでに出版されているものには『海防档』、『鉞物档』、『中法越南交渉档』、『四国新档』、『清季中日韓關係史料』、『教務档』、『道光咸豊兩朝籌辦夷務始末補遺』、『中美關係史料』、『保薦人才、西学、練兵』等がある(附録一を参照)。これらは、いずれの公文書も何等かの台湾に関する史料を有する。例えば台湾銀行經濟研究室は海防档の中で台湾の資料を選出し、『台湾海防档』を2冊編集した。越南档は選出を経て、『法軍侵台档』4冊と『法軍侵台档補篇』をつくった。また、『四国新档』、『鉞物档』、『清季中日韓關係史料』及び『教務档』にも多くの台湾資料が含まれる。このうち、日中関係には150余件あり、大多数が日中甲午戦争の後、条約が結ばれ、台湾が割讓され、台湾民主国が成立し、日本軍に抵抗し、敗戦となり、劉永福が中国大陆に渡ったことなどの資料である。教務档もまた、台湾に関する多くの資料を有する。

この史料を利用して完成させた台湾に関する論著には、代表的なものに黃嘉謨の『甲午戦争前台湾之煤鉞』(台北市：中央研究院近代史研究所、1961)及び『美国與台湾』(台北市：中央研究院近代史研究所、1966)、呂實強の『丁日昌與自強運動』(台北市：中央研究院近代史研究所、1972)等がある。

以上三種類の公文書は、1949年に中国大陆から台湾に運ばれてきた清代の公文書である。続いて報告するのは、もともと台湾に保存されていた清代の公文書である。淡新档案と劉銘伝撫台档案が最も重要であるとされる。

## (2) 地方政府の公文書及びその利用状況

### ① 淡新档案

いわゆる淡新档案とは、清代台湾淡水庁と新竹県の公文書である。現在のところ国立台湾大学図書館に保存されている。これは現存する唯一の清代台湾の府、州県、庁の公文書である。1895年、台湾が日本に割譲されてのち、この公文書は台湾総督府新竹地方法院が管理を引き継ぎ、その後台湾覆審法院に転送された。1936年、覆審法院は台北帝国大学文政学部に研究資料として贈与した。戦後、淡新档案は台湾大学から引き継いで、法学院に移され保管された。その後、戴炎輝教授が中心となって整理、修補の作業を行なった。公文書の年代は嘉慶17(1812)年から光緒21(1895)年の台湾割譲までの淡水庁と新竹庁の档案で、全部で1,163件になる。行政、民事、刑事の三種類に分けられる。そのうち、行政類が最も多く、あわせて574件、つまり民事類224件、刑事類365件ある。行政類も総務100件、民政91件、財政100件、建設71件、交通47件、軍事61件、撫墾103件あり、民事類は人事13件、田房138件、賤債68件、商事5件に分けられる。刑事類もまた総務120件、人身自由61件、財産侵奪123件、公共秩序19件、風化42件に分けられる。1971年、戴氏は行政類から475件を選んで『淡新档案選録行政篇』初集(全4冊)に収録、これを出版し、その後、続編を出版し続け、現在まで既に12冊を出版した。この公文書もまたかつてアメリカ合衆国シアトルのワシントン大学図書館によってマイクロフィルムに撮影され、計33リールある。現在、国立中央図書館台湾分館にも一部のマイクロフィルムが保存されている。目下、この公文書はデータベースが建てられているところであり、将来さらに便利に利用することが出来る。

淡新档案は台湾法制史研究の史料となるばかりでなく、台湾地方政治、社会、経済等を研究する重要な材料となり得る。戴炎輝の『清代台湾之郷治』(台北市：聯経出版公司、1979)は、最も重要な材料が淡新档案である。その他、王泰升の『従淡新档案観察清治台湾官府法律之運作』(台北市：行政院国家科学委员会、1998)、陳韻如の『帝國的盡頭－淡新档案中姦拐故事與申冤者』(台北市：台湾大学法律研究所修士論文、2004)、邱純惠の『十九世紀台湾北部的犯罪現象－以淡新档案刑事類為例』(台北市：台湾大学法律研究所修士論文、1990)等、いずれも淡新档案による研究成果である。

### ② 劉銘伝撫台档案

いわゆる劉銘伝撫台档案とは、清代光緒年間の恒春県、彰化県の両県の公文書である。現在は国立台湾博物館(元台湾総督府博物館)に保存されており、計164件あるが、1953年に整理を行い、劉公出処、設防、撫蕃、清賦、理財、鉄道、郵電、鉞物、樟腦、建省、洋務、鴉片、風災、風化、人事、沈葆楨建祠等の16種類に分けられた。そして台湾文献第7巻第3、4期及び第8巻第1期に、「劉銘伝撫台档案整輯録」を表題として載せられた。1969年、台湾銀行経済研究室があらためて『劉銘伝撫台前後档案』として刊行している。

## (3) 結 び

以上のことからわかるのは、1949年、中国大陸から台湾に移された清代中央政府の公文書はすでに整理され出版されているものが非常に多かったが、中でも台湾に関する資料が利用された専門的課題の研究が徐々に増加していることである。また、清代台湾地方政府の残した公

文書は淡新档案と劉銘伝撫台档案が最も貴重であり、常に清代台湾社会経済史研究者に利用されている。今回、予想外だったのは、長野県山田家で渋紙の台湾史料が所蔵されているのが発見されたことである。その内容をみたところ、それは清代嘉慶から光緒年間における、苗栗、嘉義県の公文書であることが明らかとなった。租税の徴収、耗羨銀兩の護送、防営台帳、犯人逮捕の通告、事件の調査報告、訴訟・訴状等の文書に分けられており、その性質は淡新档案と類似しているが、その史料は零細的なもので、系統的な文書ではないため、これらの文書のみでは史実の全貌を掌握しにくい。しかし、淡新档案或いは中央政府档案中の関連ある文書と併せて利用すれば、民政、財政、軍事、土地開発及び刑事等の課題の探求と分析に少なからず助けになると信じている。

かつて、一般的に清代台湾の史料が日本に置かれている可能性は少ないと考えられていた。しかし今回の渋紙の台湾史料の発見は、この考えが改められることを示している。将来、日本の台湾研究者が日本に現存する清代台湾史料の発掘に注意を払い、日台研究者の互いの協力による研究領域が日本統治時代の台湾のみに限られることなく、清代台湾にまで及ぶことを期待している。

#### 台湾で出版された清代公文書関係書

1. 李光濤編《明清史料》甲至癸編、台北市：中央研究院歴史語言研究所、1975 (計 100 冊)。
2. 張偉仁主編《明清檔案》、臺北市：中研院史語所出版聯經印行、1986 (計 324 冊)。
3. 李光濤編《明清檔案存真選輯》、臺北市：中央研究院歴史語言研究所、1959-1975 (計 3 集)。
4. 廣祿、李學智譯註《清太祖朝老滿文原檔》、臺北市：中央研究院歴史語言研究所、1970 (計 2 冊)。
5. 國立故宮博物院編《宮中檔康熙朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1976-1977 (計 9 輯)。
6. 國立故宮博物院編《宮中檔雍正朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1977-1980 (計 32 輯)。
7. 國立故宮博物院編《宮中檔乾隆朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1982 (計 75 輯)。
8. 國立故宮博物院編《宮中檔嘉慶朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1993-1995 (計 51 輯)。
9. 國立故宮博物院編《宮中檔道光朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1995 (計 30 輯)。
10. 國立故宮博物院編《宮中檔咸豐朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1990 (計 48 輯)。
11. 國立故宮博物院編《宮中檔光緒朝奏摺》、台北市：國立故宮博物院、1973-1975 (計 26 輯)。
12. 國立故宮博物院編《宮中檔奏摺補遺》、台北市：國立故宮博物院、臺北市：國立故宮博物院、1993。
13. (清) 李奉翰等著《宮中嘉慶朝漕運奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
14. (清) 長齡等著《宮中檔嘉慶朝鹽務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
15. (清) 江蘭等著《宮中檔嘉慶-道光朝曠務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
16. (清) 梁中靖等著《宮中檔道光朝鹽務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
17. (清) 崇綸等著《宮中檔咸豐朝鹽務奏摺》、出版地、出版社と出版年は欠く。
18. 洪安全主編《清宮月摺檔臺灣史料》、臺北市：國立故宮博物院、1994-1995 (計 8 冊)。
19. 洪安全主編《清宮諭旨檔臺灣史料》、臺北市：國立故宮博物院、1996 (計 6 冊)。
20. 洪安全主編《清宮廷寄檔臺灣史料》、臺北市：國立故宮博物院、1998 (計 3 冊)。
21. 洪安全主編《清宮洋務始末臺灣史料》、臺北市：國立故宮博物院、1999 (計 4 冊)。

22. 洪安全主編《清宮宮中檔奏摺臺灣史料》、臺北市：國立故宮博物院、2001（計6冊）。
23. 中央研究院近代史研究所編《海防檔》、臺北：当研究所、1957。
24. 中央研究院近代史研究所編《礦物檔》、臺北：当研究所、1960。
25. 中央研究院近代史研究所編《中法越南交渉檔》、臺北：当研究所、1962。
26. 中央研究院近代史研究所編《四國新檔》、臺北：当研究所、1966。
27. 中央研究院近代史研究所編《道光咸豐兩朝籌夷務始末補遺》、臺北：当研究所、1966。
28. 中央研究院近代史研究所編《清季中日韓關係史料》、臺北：当研究所、1972。
29. 中央研究院近代史研究所編《教務教案檔》、臺北：当研究所、1974-1981（計7冊）。
30. 中央研究院近代史研究所編《中美關係史料》、臺北：当研究所、1968-1990（5冊）。
31. 中央研究院近代史研究所編《保薦人才、西學、練兵》、臺北：当研究所、1991。
32. 臺灣銀行經濟研究室編輯《臺灣海防檔》、南投市：臺灣省文獻委員會、1997（計2冊）。
33. 臺灣銀行經濟研究室編輯《法軍侵臺檔》、南投市：臺灣省文獻委員會、1997（計4冊）。
34. 臺灣銀行經濟研究室編輯《法軍侵臺檔補編》、南投市：臺灣省文獻委員會、1997。
35. 戴炎輝原編、高志彬重編《淡新檔案目錄稿》、臺北市：臺北市文獻會、出版年欠く。
36. 淡新?案校註出版編輯委員會編輯《淡新檔案 第一編 行政》、臺北市：國立臺灣大學、1995（12冊出版した）。
37. 臺灣銀行經濟研究室編《劉銘傳撫臺前後檔案》、南投市：臺灣省文獻委員會、1997。  
（台湾国立師範大学歴史学科教授兼文学院院长 呉 文星）

#### 渋紙台湾文書の日本語抄訳（黄 紹恒）

##### 第1案「黄錦鳳に所属する田畑を耕す小作人らは地租を払え敢えて滞納すれば罰す」

嘉慶23年1月27日業主（＝地主）柯預は次の判決をいただきました。

前台湾知県温は地租として所定石数を徴収しなさいと言いました。

同2年2日柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾知県温は地租の徴収を催促するよう命令しました。

同2年10日村の小作人郭回らは偽ることを県令に訴えましたが

前台湾知県温はお前ら（小作人）が黄錦鳳に所属する田畑を耕してその面積が嘉慶15年の測量によると13甲1分8厘、それに相当する屯租すなわち28石7斗余を漏れることが分かった。お前らはすでに長い間この事実を隠れて全然納付していないのみならず業主柯預の報告によると全然納付しようとするつもりがないと分かった。早く納付しなさい、さもなければ処罰する、と判決を下りました。

同6月6日月柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾知県温は小作人を納付させるよう厳しく催促しなさいと指示しました。

同9月3日柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾府知府鄭は台湾県令が厳しく年貢の納付を催促するには役人のやり方に対してトラブルを惹き起さないよう十分注意しなさいと指示しました。

同9月23日柯預はまた次の判決をいただきました。

前台湾府知府鄭は台湾県に対して年貢の完納を催促するよう命令しました。

第2案「台湾県は耗羨銀銀両を上納する」

台湾県は耗羨銀銀両の上納のためにご報告いたします。

弊県は毎年の年貢額が3096両9銭8厘9毛を計上し養廉公費を控除すると耗羨銀163両5銭9分5厘9毛を台湾府に上納することになります。嘉慶23年分についてすでに銀54両4銭4分3厘9毛を上納したため、109両1銭5分2厘を追加します。したがって、関係書類を備えて銀両と一緒に送りいたします。

台湾県令温

台湾府知府鄭 殿

嘉慶23年11月28日

第3案「犯人楊修（即ち許受のこと）の病気を診断し処方を与える」

監禁されている犯人楊修（即ち許受のこと）の病気を診て彼は脾と胃が衰弱であるために手足が痩せて高熱と悪寒が繰り返し下痢も止まらなく飲食がほとんどできないことになったために、脾と胃を健康する処方として下記の薬を与えます。

第4案「邱漲と邱弗を殺傷して死亡させた陳振等を逮捕することに関する件」

嘉義県民である邱漲と邱弗は陳振等に殺傷され死亡した案件については、同県知県張縉雲および王衍慶は期限内犯人たる陳振等を逮捕することができなかったため罰せられたことになった。

第5案「大社庄民林代は常習犯蔡廉らに牛などの財産が強奪され家屋も燃やさせられた件」

台湾府台湾県大社庄民林代は常習犯蔡廉・王心婦仔・鄭懷伝らに牛などの財産が強奪され家屋も燃やさせられたため告訴を提出した。これによって台湾府台湾県高は犯人を速やかに逮捕するよう命令を下った。そのなか、逮捕された王心婦仔は感冒のため監禁中死亡した。その死体は検査を経て虐待された痕跡が発見しなかったため家族に知らせて取りに来た。

第6案「張印・林雲に関する保甲民戸冊」

張印は福建省永春州生まれ、47才、農民で、その妻は陳氏、子息である天生は10才である。林雲は福建省同安県生まれ、37才、農民で、その妻は羅氏、弟である界は35才でその妻は鄭氏である。

以上のことは淡水庁下油車庄総理陳秉維、□長戴欽と同林応により証明する。

第7案「内閣より伝えてきた御史馬元瑞の上奏した‘人民に対して年貢を軽減する、訴訟に慎む、善政を敷く、説諭を良くする’との意見書」

同治帝は御史馬元瑞の意見書を勅令として各省に発布して確実に施行せよと命令を下った。

第8案「董薦が強盗殺害を理由に陳懇を告訴する件」

同伴について鳳山県知県が速やかに現場に赴き調査しないと、按察使道員呉は命令を下った。

第9案「温国安を強奪した犯人楊天を逮捕する件」

善化里西保北寮庄総理温国安は強盗犯として楊天を告訴したため台湾県知事に速やかにこの件を処理しなさいと、按察使道員呉は命令を下った。

第 10 案「今年の年貢は 6 月 4 日から徴収し始まるとの知らせ」

台湾県知県白は今年の年貢が 6 月 4 日から徴収し始まるとの旨で告示を発した。

第 11 案「彰化県鹿港街民王興死亡事件」

王興はもともと彰化県鹿港街の車路口街で商売をやっていたものであるが、同地の施氏同士の武装衝突に巻き添えられたため死亡した。王の祖父である王箋（67 才）は告訴を提出した。彰化県知県盧は王箋が関係のない者までに告訴した嫌いが無いとはいえないため確実に調べる必要があるという意見を下った。

第 12 案「台湾県典史たる陳詩学は養廉銀を申請する件」

台湾県典史を勤めている陳詩学は同治 9 年夏・秋・冬分の養廉銀を申請する。その金額は銀 14 両 4 錢 6 分 1 厘 7 毫である。

第 13 案「彰化県揀東上保旧社民林振蒲とその娘である随英が殺害された件」

告訴人である林丕烈（60 才）は次男振蒲と孫娘随英が同治 8 年 8 月 23 日夜匪賊林日らに殺害されたために告訴を提出した。

第 14 案「台湾噶瑪蘭宮に派遣し駐在させる軍隊兵士名簿」

連江営游撃参将祝善銓は台湾噶瑪蘭宮へ派遣する福建連江営兵士に関する件を下記のように報告した。

台湾噶瑪蘭宮へ派遣する福建連江営兵士は弓箭手戦兵 1 名、同守兵 1 名、鳥鎗手戦兵 1 名、同守兵 4 名、藤牌手守兵 1 名、大砲守兵 1 名というので、それぞれの年齢などの個人資料はつぎのうのようなものである。

弓箭手戦兵 1 名

翁拱照 28 才 福建福州府連江県生まれ 顔色が紫、鬚なし、?痣なし、左手は箕 4 つ、右手は斗 1 つ、両親とも亡くなった、未婚、弟の名前は成煥、腰刀の番号は 54 号

第 15 案「楊上宝・徐泰・何新・江栄舟・何升・張得禄は左営同安出身の兵士程向東らに対し強盗の罪で告訴を提出した件」

楊上宝・徐泰・何新・江栄舟・何升・張得禄は左営同安出身の兵士程向東らが白昼堂々と次のような楊上宝らに属する物品を強奪したために速やかに犯人を逮捕するようにお願い申し上げます。下記はそれぞれ強奪された物品のリストです。

また、逮捕されたのは程向東（すなわち専一阿片館のこと）、兵士陳有玩、博徒莊光蓬（すなわち泉青錢舗のこと）、兵士陳阿儀・陳阿海・翁仔桃・鄭醉（すなわち鄭鴿鷓のこと）・鄭臭頭および氏名不明のもの十数名です。

第 16 案「淡水庁属聚子館の塩販売に関する月報」

淡水庁属聚子館は光緒5年10月上旬(10日間)において塩販売に関する収支内訳を報告した。5年10月現在の塩は9月分の繰越塩が1962石3斗7升8合、10月上旬の分である3石4斗7升2合が追加され、また販売された35石1斗と3石1斗を控除したため倉庫に保管されている量が1927石6斗5升になる。

第17案「兵士陳永成は横仔林街にある同興米舗の主人李准およびその郎党に殺傷された件」

兵士陳永成というものは横仔林というところに住んでおり今年の2月11日夜祭祀のため上官に従って目的地に赴き、途中横仔林街を経る際思わず同街の同興米舗の主人李准が数十名の暴徒を率いて陳永成を殺傷した。調べるところにより陳は李のことが全然知らなきて理由もないことで殴られたわけであるために部隊長葉は台湾県知県沈に対して速やかに犯人を逮捕するよう公式の文書にて依頼した。

第18案「嘉義紳士蔡霞標が命令を服従しないのみならず軍の武器を奪って長官を殴った件」

嘉義練營兼管軍装総局の李勝才は次のことを報告した。

10月26日夜、李は兵士を率いて下横街を経る際、兵士の一人陳得超は嘉義紳士蔡霞標とその付き人にぶつかったため互いに乱闘するようになった。蔡は町の人を呼びかけ李らを攻撃して兵器まで奪った。このために李は奪われたものをリストアップして告訴を提出した。

これを受けて当地の有力者である林啓豊らは乱闘に加わった何明と石輝らを捕まえ台湾県の官庁に送り同じことが二度と惹き起さないように保証した。

第19案「苗栗県犯人鄧細伝は病気のために獄死になった件」

苗栗県知県沈茂蔭は監禁中の犯人鄧細伝の獄死について関係書類1冊、死体検査表(屍格)1冊、関係者の声明書を備えて閩浙総督兼福建巡撫譚に同件を報告した。

件作洪彰は48才の鄧の死因は病気であり、虐待され死に至らせる事情が全然ないと報告した。医生李清河と苗栗県知県沈茂蔭も同意した。特に苗栗県知県沈茂蔭は自ら死体を検査したことを強調した。

第20案「日中講和条約が不公平のために近日中西洋の軍艦が台湾に来航する件」

日中講和条約(下関条約のこと)は不公平なもので、西洋各国がその批准を阻止するよう近日中軍艦を台湾に派遣し自国の商人を保護するという旨によって、安平・鳳山・嘉義・恒春などの4県に対して告示を下る。

第21案「台湾県頭役張暉は指定された年貢徴収地域から新豊里を元の請負人林送に戻す件」

台湾県頭役張暉は自分の責任地域である大穆降庄新化東広儲東西などのところにおける年貢徴収がすでに精一杯であると称し、新豊里がもともと林送の責任地域であるので林に帰するよう台湾県知県に上申した。

第22案「海運業者は台湾の穀物を対岸に輸送する件」

一、同安県籍の水運業者石長発は1石につき銀6分6厘6毛5糸の運賃で?浦行き穀物150



石を輸送したため、その料金は9両9銭9分7厘5毫になる。

本日の料金総額は銀123両9銭6分9厘で、前の料金を加えればのべ2557両4銭5分5厘4毫1糸4忽7微7織6沙2塵6埃4渺3漠になる。

1月24日

一、龍溪県籍の水運業者金合勝は1石につき銀6分6厘6毛5糸の運賃で浦行き穀物50石を輸送したため、その料金は3両3銭3分2厘5毫になる。

（台湾国立交通大学人文社会学系教授・客家文化学院副院长 黄紹恒）

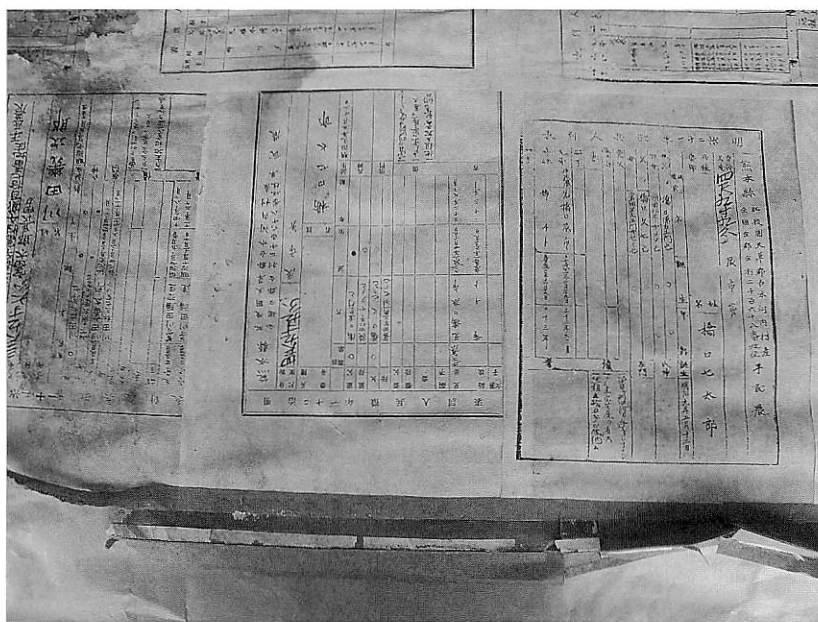
## 5 渋紙日本文書の概要（宇井 隆）

長野県中野市の山田家で所蔵されていた渋紙の中より発見された日本の文書は、断片のものも含めて全部で297点である。もちろん、これらの文書は、古紙となった文書の簿冊をバラバラにしたものが、無秩序に継ぎ合わされて渋紙となったわけであるが、全体を見ると、次の様なくつかの史料群に分けることができる。

- ① 近世の帳面。
- ② 真書太閤記の写本。
- ③ 新潟県内で作成された行政文書。
- ④ 各地の郵便電信局の電報着信紙。
- ⑤ 全くの断片。

もっとも史料群といっても、古紙の集合体というその性格からして、そのなかに完結した史料が存在するわけではない。

では次に、それぞれの史料群について、もう少し詳しく見てみたい。



渋紙日本文書

① 近世の帳面

(史料番号 211・213)

ともに同じ金銭割賦帳の一部分である。もとの形態は、横帳である。

(史料番号 214・215)

ともに同じ金銭書上帳の一部分である。もとの形態は、横帳である。

(史料番号 225・227・248)

ともに同じ金銭書上帳の一部分であるが、史料番号 248 は断片である。もとの形態は、横帳である。

(史料番号 226)

金銭書上帳の一部分。形態は、横帳である。

② 真書太閤記の写本

(史料番号 204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457)

『太閤記』は、豊臣秀吉の事蹟を書き留めた記録で、小瀬甫庵の手により江戸期に完成している。しかし『真書太閤記』は、幕末に栗原柳庵が、『太閤記』をはじめ多くの伝記をもとに全360巻にまとめたもので、明治期に入ってから完成している。今回確認されたのは、この『真書太閤記』の写本で、断片状になったものも含めて、全部で27点であった。

③ 新潟県内で作成された行政文書

(史料番号 201～203)

明治22年3月に、戸長役場から新潟県知事宛に提出された、北蒲原郡宮島村飛地表である。この時期は、明治21年4月に公布された町村制の実施時期の直前でもあり、それと何か関係があったのであろうか。

(史料番号 207・401～403・475～479)

壮丁名簿であるが、全部で9点あり、全て新潟県北魚沼郡内のものである。年代的には、明治21年と明治22年であるが、明治21年のもの1点は、明治22年の簿冊に綴られていたものであろうか。

(史料番号 243・245・247・249・266・267・285・286・304・305・322・323・341・342・360・361・379・380)

版心に新潟県とある朱野紙(13行×2)で全部で18点あり、全て未使用である。新潟県で作成される文書用に作られたものであろう。

(史料番号 251・270・325)

明治22年5月から6月にかけての、新潟県内務部土木係と雇の石附太郎次との間の、測量雑費の請求に関する遣り取りである。なおこれらの文書は、史料番号269・287・288・324・459と同じ簿冊に綴られていたものであろうか。

(史料番号 269)

新潟県中蒲原郡津島村の住人から新潟県土木課宛に出された、同郡内小須戸線改築道路に係わる漬地代金の請求に関する上申書である。

(史料番号 287・288)

第二区と第五区の土木工営派遣所の旅費精算に関する文書であるが、この工区は史料番号269にある中蒲原郡内の小須戸線改築道路の工区であろうと思われる。

（史料番号 289・326）

明治27年の雑事丙書類の目録部分。

（史料番号 324・459）

元道路看守人中邨伊之助の給与について、新潟県内務部土木係より第二区土木工営派遣所へ照会したもの。

（史料番号 398～400・435・436・455・456・473・474）

新潟県中魚沼郡茶業組規約の認可に関連した文書で、中魚沼郡役所と新潟県農商課の間で遣り取りされたものである。なお、史料番400と399、436と435、456と455で、それぞれ1点の文書である。また、史料番号398～400・435・436・455・456・472・473・474は、同じ簿冊に編綴されていたものと思われる。

（史料番号 472）

新潟県南蒲原郡茶業組規約の認可に関する文書。

（史料番号 417・480）

西蒲原郡長より新潟県知事に提出された、明治25年度第二期地方税の減額調書。

（史料番号 488）

刈羽郡長より新潟県知事に提出された、明治25年度第二期地方税の納額調書。

（史料番号 481・483～485・487）

中魚沼郡役所から新潟県内務部に提出された中魚沼郡統計項目表の、それぞれ一部であると思われる。

（史料番号 482・486）

南魚沼郡役所から新潟県内務部に提出された南魚沼郡統計項目表の一部で、史料番号486は史料番号482の後ろに綴られていたものと思われる。

#### ④ 日本各地の郵便電信局の電報着信紙等

断片を含めて、全部で180点が確認された。これを着信局、つまりこの文書を所蔵していた局ごとに分類すると、推定できるものも含めて判明しているものだけで、以下ようになる。なおこの着信局については、着信紙に捺されている局印によった。

摂津大坂高麗橋局	64点	延岡局	1点
相模横須賀局	15点	豊後杵築局	3点
東京麻布局	12点	豊後竹田局	3点
越中富山局	10点	川之石局	2点
（豊後）臼杵局	10点	下谷局	1点
羽前加茂局	10点	備前岡山局	1点
下総松戸局	8点	別府	1点
佐伯局	5点	熊本局	1点
釧路局	5点	釜山局	1点
東京神田局	5点	堀江局	1点

大坂高麗橋郵便電信局の点数が突出しているほかは、関東・北陸・九州・北海道・中国とは

ば全国各地のものが見られ、また外地である釜山郵便電信局のものも含まれている。年代的には、明治27・28年で、年欠のものも含めて、ほぼ同年代であろうと思われる。

では、これらの文書が郵便電信局においてどのように処理されていたのであろうか。史料番号257に「内国和文局報着信原書 七六通 渡馬福島郵便電信局」と書かれた簿冊の表紙がある。これは電報着信紙綴の表紙であり、恐らくこれらの電信紙は、一定の期日分ごとにこうした表紙を付けられて綴られ、保存されたものと思われる。

では次に、これらの電報着信紙のなかより、いくつか特徴的なものに注目してみたい。

(史料番号278)

明治27年7月8日に、姫路第8旅団長より第4師団司令部「マナベ」参謀長宛てにだされた電報で、その内容は、第14聯隊の「スミヨシ」曹長と第4師団司令部の「アヲキ」曹長とを交換して、「アヲキ」を4番に抜擢したいというものである。こういった人事に関する電報は、氏名の部分、あるいは全文が暗号電報となることが多く、いかに官報の親展指定といっても、このように全文が平文のものはあまり例がないのではなかろうか。

(史料番号335)

明治27年7月9日の電報で、陸軍省の「ノダ」経理局長から第4師団の「ホリ」監督に宛てられたもので、物品の送付に関するものである。ある品物を、明日から5日間の間に、送付するよとというもので、物品名やその通知先については暗号となっていて、不明である。翌月に始まる日清戦争と、何か関係があるのであろうか。

(史料番号355)

明治28年2月27日の電報で、京都の「キリヤマハコブ」から東京の「カ子コケンタロウ」方の「ダンタクマ」に宛てられたものである。「キリヤマハコブ」については不明であるが、「カ子コケンタロウ」は「金子堅太郎」、「ダンタクマ」は「団琢磨」であろうと思われる。金子堅太郎は、福岡藩出身の官僚政治家で、この当時は第二次伊藤博文内閣の農商務次官であった。また団琢磨は、同じく福岡藩出身の実業家で、当時三井鉱山合名会社の事務長か専務理事であったはずである。電文の内容は、無事に京都に到着したという極めて簡潔なもので、それ以上推測の仕様がなないが、金子堅太郎方団琢磨という宛先とともに、この電報がどのような背景のもとで打たれたのか、興味を引くところである。

(台湾総督府文書調査団 宇井 隆)

## 6 渋紙日本文書目録

註、文書番号は、敷物を解体した時に付けた番号である。解体・修復した瑤春堂の「修復報告書」によれば、201番から496番の文書は、「敷物の渋柿塗布面から分離～剥離した」文書であるという。

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
201		北蒲原郡宮島村飛地 表	明治22年3月20日		北蒲原郡大室村外九ヶ 戸長 田崎周平	村	新潟県知事	篠崎五郎		史料201~203は同じ簿冊の一部
202		飛地表(新潟県北蒲 原郡宮島村)	明治22年3月20日		北蒲原郡大室村外九ヶ 戸長 田崎周平	村	新潟県知事	篠崎五郎		簿冊の表紙 史料201~203は同じ簿冊の一部
203		(新潟県北蒲原郡宮島 村飛地調)	明治22年3月20日		北蒲原郡大室村外九ヶ 村戸長 田崎周平	村	新潟県知事	篠崎五郎		史料201~203は同じ簿冊の一部
204		(真書太閤記)								左側三分の二に欠損 史料 204~206・208~210・216~218・ 220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419 ・437・438・457は同じ写本の各々一丁
205		(真書太閤記)								右側三分の二に欠損 史料 204~206・208~210・216~218・ 220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419 ・437・438・457は同じ写本の各々一丁
206		(真書太閤記)								史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・ 343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写 本の各々一丁
207		明治廿二年社〔 明治22年社〕名簿・ 新潟県北魚沼郡上條 村横山栄吉)	明治22年							左側三分の一欠損 社丁
208		(真書太閤記)								史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・ 343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写 本の各々一丁
209		(真書太閤記)								史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・ 343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写 本の各々一丁
210		(真書太閤記)								左側三分の一欠損 史料 204~206・208~210・216~218・ 220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419 ・437・438・457は同じ写本の各々一丁
211		(金銭割賦帳)	(近世)							史料211と213は共に同じ文書の一部
212		(横断断片)								
213		(金銭割賦帳)	(近世)							史料211と213は共に同じ文書の一部
214		(金銭書上帳)	(近世)							史料214と215は共に同じ文書の一部
215		(金銭書上帳)	(近世)							史料214と215は共に同じ文書の一部

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備考
216		(真書太閤記)							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
217		真書太閤記							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
218		真書太閤記							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
219		(電報着信紙)	明治 27 年 7 月 4 日		イクノマチノウチホンマ チシマツヨネソウ		東区五町一カド シヨウキチ	ヒロタ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴の綴られていたものか 左石次郎 史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
220		(真書太閤記)							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
221		(真書太閤記)							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
222		(真書太閤記)							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
223		(真書太閤記)							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
224		(真書太閤記)							史料 204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
225		(金銭書上帳)	(近世)						史料 225 と 227 は共に同じ文書の一部
226		(金銭書上帳)	(近世)						
227		(金銭書上帳)	(近世)						史料 225 と 227 は共に同じ文書の一部
228		(横丁の1丁)							未記載

史料番号	枝番号	表題(内容)	年 代	作 成	宛 先	備 考
229		〔真書太閤記〕				史料 204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
230		〔真書太閤記〕				史料 204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁
231		〔文書断片〕				
232		〔電報着信紙〕	明治 27 年 7 月 4 日	イクノホンマチ シマツヨネソウ	瓦町一カド スエヒロシヤホンテン	史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
233		〔電報着信紙〕	明治 27 年 7 月 4 日	イクノキンサン アタチウジタロ	ノウニンハシ ハツトリシンスケ	史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
234		〔電報着信紙〕	明治 27 年 7 月 4 日	ヨウカ マルヤマセンスケ	イマハシニハハンチ タカヤホウリツジムシヨ	史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
235		〔電報着信紙〕	明治 27 年 11 月 20 日	フシソクコウシヨ	トヤマケンナンイムフタイ五クワ	史料 235・237～242・259～261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
236		〔文書断片〕				
237		〔電報着信紙〕	明治 27 年 11 月 20 日			右側半分欠損 史料 235・237～242・259～261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
238		〔電報着信紙〕	明治 27 年 11 月 20 日	トナミクインシクロムラヲオアサホウリンジカワイヨサフロウ	トヤマシオホアサミナミタマチカサマツジロヘイ方 カワイヤソハチ	史料 235・237～242・259～261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
239		〔電報着信紙〕	明治 27 年 11 月 20 日	フクミツマチ コヤマワサフロウ	トヤマシカジマチ クワハタヨイチロウ	史料 235・237～242・259～261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
240		〔電報着信紙〕	明治 27 年 11 月 20 日	フシソクコウシヨ	トヤマケンテンテウ	史料 235・237～242・259～261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	著作	作成	宛	先	備考
241		[電報着信紙]	明治27年11月20日	フシキナカカミチヨシキ ジンサク	ヨシキ	キマチホクエツヒロウ カイシヤ		史料235・237~242・259~261は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
242		[電報着信紙]	明治27年11月20日	フシキラウタソウヘイ	ヘイ	ウメサワテウ ソウヒチカタ サイトウ ヘイソウ		史料235・237~242・259~261は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
243		[新潟県朱野紙]						未記載
244		[文書断片]						未記載
245		[新潟県朱野紙]						未記載
246		[文書断片]						未記載
247		[新潟県朱野紙]						未記載
248		[金銭書上帳断片]	[近世]					史料225・227と共に同じ文書の断片
249		[新潟県朱野紙]						未記載
250		[眞書人間記]						史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁
251		[測量雑費送金の件に付き通牒]	明治27年6月6日	第二講土木係主任 井札三郎	風 桜	西野城郡大野村本間孫太郎 方 履 石附太郎次		史料251・270・325は関連文書 史料251・269・270・287・288・324・325・459は同じ簿冊に綴られていたものか
252		[電報着信紙]	明治27年7月4日	ヲカヤマシヒラタシン シロ	シン	ノウニンハンシハツトリ シンスケ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
253		[電報着信紙]	明治27年7月4日	タシマトヨヲカシモマチ フクキトクソウ	マチ	ヒンコマチニ シヨウキチ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
254		[電報着信紙]	明治27年7月4日	トヨカカニチ ツノスケ	タリ	キタハマニ シウロ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか



史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	作成	宛	先	備考
255		(電報着信紙)	[明治27年] 7月8日	コウベシカトウ	ヲサカヒカシクミナミホ ンマチ四ヲノクロウ	ミナミホ ノクロウ	左側一部欠損 史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
256		(電報着信紙)	明治27年7月8日	スマニテヲカダ	キタクマツカイマイチーニ 二ハソチニシワキキク マツ	ニ キキク	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
257		内国和文局報着信原書 七六通	明治28年2月下旬	渡馬福島郵便電信局			簿冊の表紙のみ 渡馬福島
258		(電報着信紙)	明治27年7月8日	サカイニテテラタ	ツキシタケシキニテナ カノシンシウロ	ニ シウロ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
259		(電報着信紙)	明治27年11月20日	ウオツクサイハハンシヨ	トヤマクサイハハンシヨケ ンジキヨク	シヨケ キヨク	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
260		(電報着信紙)	明治27年11月20日	トマリマチドイヤヨエ モン	トヤマシフクロマチーバ ンチタカハヤシヤスタ ロウ	バ スタ ロウ	史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
261		(電報着信紙)	明治27年11月20日	ヤツオマチフカミチニテ マツモトコヘイ	トヤマンヲウアザイツミ マチコスギヤジロ	イツミ ヤジロ	発信局は八尾、着信局は越中富山 史料 235・237~242・259~261 は越中富山郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
262		電報中継紙	7月17日	ヒウガサドワラワダカ ジロ方マスタダカ□タロ ウ	イヨノクニニシウワグン カワノイシムラマスタ フサチ	グン マスタ フサチ	
263		電報中継紙	7月17日	□シマダイ□ヒジカワ [ ]	サイキイリ□マンキチ	イリ マンキチ	
264		電報中継紙	7月17日	□□シマ[ ]	ブンゴノクニウスキマチ ヒ□□□□□□	ウスキマチ □□□□□□	
265		電報中継紙	7月17日	□シマ[ ]ヒジ カワ[ ]	ミツハマをガワイタロ ウ	ワイタロ ウ	
266		(新潟県朱野紙)					未記載
267		(新潟県朱野紙)					未記載

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
268		〔文書断片〕								
269		上申〔新潟県中蒲原郡小須戸線改築道路第一工区に係わる同郡津島村大字蒲ヶ沢地内田村源五所有地灌地代金請求に付き〕	明治27年8月2日		中蒲原郡津島村大字金津田村源五代 眞柄富七		新潟県土木課			史料251・269・270・287・288・324・325・459は同じ簿冊に綴られていたものか
270		〔測量雑費概算請求訂正方等に付き〕	明治27年6月1日		内務部第二課 雇 石附太郎次		内務部第二課			史料251・270・325は関連文書 史料251・269・270・287・288・324・325・459は同じ簿冊に綴られていたものか
271		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日		カミノマチ モリヤスヨシタロ		イマハシニキタムラコマサフロ			史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
272		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日		カミノマチ カワチエイセイカン		アツチマチ サイハライタロウ			史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
273		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日		ヲカヤマ ヲラクボセウカイ		リクグンリヨウコウブ			史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
274		〔電報着信紙〕	〔明治27年7月ヵ〕		モジ 第八七銀行シテン		ホン丁四 第三銀行シテン			右側一部欠損 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
275		〔電報着信紙〕	明治27年7月8日		ヲカヤマ シヒラタジンジロ		ノウニンハンシヒカシツメハツトリシンスケ			史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
276		(電報着信紙)	明治27年	7月8日	ヲカヤマ エセイ		トウシウ 丁ニ ススキ キ スケカ タチ ホリ ナオチ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
277		(電報着信紙)	明治27年	7月8日	ムララカ マチ イ タシ ノム ラ マ エ タ ヨ ネ ソウ		ホヘイ タイ タイ ニ 〇 レ ン タイ タイ チ ウ タイ マ エ タ ジ ロ ソウ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
278		(電報着信紙)	明治27年	7月8日	ヒメジ タイ ハ リ ヨ タ ン チ ヨウ		タイ 四 シ ン タ ン シ レ イ ブ マ ナ ベ サ ン ホ ウ チ ヨ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
279		(電報着信紙)	明治27年	7月8日	ホウヘ イ 第 二 ホ ウ カ ン ユ ラ シ ン ヨ チ ウ イ シ ハ ラ シ ヨ サ		ホウヘ イ タイ ニ ホ ウ カ ン ホ ン シ ン ヨ チ ウ セ サ キ ホ ウ ヘ イ タイ サ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
280		(電報着信紙)	明治27年	7月8日	スマム ラ リ ヨ ビ ヨ イ ン		フジ ミ 丁 ニ ホ ン セ イ ヤ ク カ イ シ ヤ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
281		電報中継紙	7月	17日	[ ]		フ ン コ ノ ク ニ ア マ ベ ク ン ウ ス キ マ チ [ ] イ [ ] ウ ロ ウ			
282		電報中継紙	7月	17日			フ ゼ ン ヤ ナ キ [ ] イ ノ [ ] ツ ネ シ チ		ウス キ マ チ [ ] チ ナ ニ ハ ヤ マ ン キ チ 方 ナ ガ オ カ ク マ タ ク ロ ウ	
283		電報中継紙	7月	17日			ヒ ウ カ フ ク シ マ カ ミ ノ マ チ カ ン ベ ン マ ゴ ジ ロ ウ		ヲ [ ] シ ニ シ カ ガ ホ リ [ ] ト ウ リ [ ] ジ ロ ウ	
284		電報中継紙	7月	17日	ヒウカフク シマカミ ノマ チ タケ シ タ ゼ ン エ モ ン		ヲ サ カ ニ シ ク キ タ ホ リ エ [ ] バ ン テ ウ ハ マ ダ ゼ ン ジ ロ ウ		発 信 局 は 日 向 鉄 肥 、 着 信 局 は 堀 江	
285		(新潟県朱野紙)								未 記 載

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
286		(新潟県朱野紙)							未記載	
287		(概算受取に係わる旅費精算方に付き照会)	明治27年	6月7日	第二課土木係主任 井札三郎	属 桜		第二区土木工営派遣所	史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか。	
288		(5月分旅費追請求書提出に関し精算報告書添付方に付き照会)	明治27年	6月7日	第二課土木係主任 井札三郎	属 桜		第五区土木工営派遣所 技手 庄司則武	史料 251・269・270・287・288・324・325・459 は同じ簿冊に綴られていたものか。	
289		明治廿七年雑事内書類(明治27年度雑事内書類目録)	明治27年						史料 289 と 326 は共に同じ文書の一部	
290		(電報着信紙)	明治27年	7月4日	ツヤマシンウンヲヲマチヤシマモトヒヨキチカカタハタリヨタロ	ヤ シ		本丁一スジミナミイルニ七ハシウヲヲタニケンタルカカタ ヤマサキシヨネン	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	
291		(電報着信紙)	明治27年	7月4日	ヲカヤマシヒロタジンジロウ	ジン		ノウニンハシヒカシツメハツトリシンスケ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	
292		(電報着信紙)	明治27年	7月4日	ヲカヤマアカキゲンシロ	シ		アワジマチ三 ヤマウチタイジロ	史料 219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	
293		(電報着信紙)	明治28年	2月27日					右側半分欠損 史料 293・295・297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	
294		(電報着信紙)	[ ]	2月10日	ヲサカホンマンチジロクサフロウ	□□イ		ヲカヤマシカミノテウクサカイサブロウ		
295		(電報着信紙)	明治28年	2月27日	ケウトゴエンナンナイテイトウチヨク	カユ		アサフ クニノミヤトウチヨク	史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	
296		(電報着信紙)	明治28年	2月27日	キタクスカハラマチムラマサユキ	ネ		シニアミチウ二十九 ナガヲカゲンシロ	史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	
297		(電報着信紙)	明治28年	2月27日	ヲサカニシクウツボキターノ二十ハシヤシキハキハラシケ	タ		シンリウウマドマチ ノマキヨ	史料 293・295~297・313・330・351~355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。	

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
298		(電報着信紙)	明治27年7月8日		岡山クシセキ ボセウカイ	丁ヲラク	コウライニ ンロ	マツシタゼ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。
299		(電報着信紙)	明治27年7月8日		ヲカヤマハシ トウシンキチ	トウサ	トシウ ケ	コニシギ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。
300		電報中継紙	7月17日		コフナ丁 ニ	[ ]キン	□□ノ	□□キンマ		
301		電報中継紙	7月17日		ニシクニマ ハンヤシキ マサ	タキタ26 □□□□	ウスキ ワカハヤシ ササク	タフムジ ヨモシ クジロヲ		
302		電報中継紙	7月17日		ニシクニサ ムラ ロウ	クワチ [ ]ク	キタア チヤマ	マヘン トマン キチ		
303		電報中継紙	7月17日		ニシクニ □□□	グンタマ ウチムラ	[ ]ヘツフ ナゴニテ	□ タネダミ ノル		未記載
304		(新潟県朱野紙)								未記載
305		(新潟県朱野紙)								史料306・307は共に同一の文書の一部
306		(養蚕関係集計表)								史料306・307は共に同一の文書の一部
307		(養蚕関係集計表)								
308		(電報着信紙)	明治27年7月4日		タカマツシ 丁アサノヤ	シント□□ コウジ	ヲヲニ マツ	タカヤ スタケ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。
309		(電報着信紙)	明治27年7月4日		タカマツシ 四ハコ フロ	五ハン ナカム ヲヨキサ	キタケ マチヨ キタク	マヒカ セイソウ チヤク ジロ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか。

史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	作成	宛先	備考
310		(電報着信紙)	明治27年7月4日	ヨリシマコ キチ コロスエトミ	カハラマチニ ヲヒチウチ タロ マイタコ クホクヤ クス	史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
311		(電報着信紙)	[ ]2月27日	ヨコスカタシロ	サンコウチウハ十一 シロイクシコ	左側半分欠損
312		(電報着信紙)	明治27年7月9日	カフト丁四 ヨテン カカエイン	カフシキマイ カカイチ	史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
313		(電報着信紙)	明治28年2月27日	コウベモト ジ マチ三テウメ ホツタタツ	ホンムラマチ二十四 チホツタトミ	史料293・295～297・313・330・351～355・490は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
314		(電報着信紙)	明治28年5月31日	サカタフナ サキチ バテウヲ タサンジロウ ヲノフ	ニシタカワグン トイマキマゴジ ロウ	史料314・315・424・442・444・445・465～468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
315		(電報着信紙)	明治28年5月31日	ニイカタ カイシャ エツサキセン	カモアタチ ソウウチ ン	史料314・315・424・442・444・445・465～468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
316		電報着信紙	明治27年7月8日	ミヤツ セン ミツイチヨウ エ	ドウシユウ ヤマイハエ マチ三 タニ	史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
317		電報着信紙	明治27年7月8日		ドウシユウ トジウスケ 三ハルモ ハルモ トジウスケ	電報本文記載なし 史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
318		電報中継紙	7月17日	トシヨカ	ウスキ タハラタミヲ	
319		電報中継紙	7月17日	タハセ [ ]テン	キツキ ウダツネマツ	
320		電報中継紙	7月17日	ヲサカエト ジウスケ	モト ウトクマツ ジウスケ	

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備考
321		電報中継紙	7月17日		トウシマヨシカン		ウスキタハラタミラ		
322		[新潟県朱野紙]							未記載
323		[新潟県朱野紙]							未記載
324		(元道路看守人中野伊之助月給額回報方に付き照会)	明治27年6月1日		第二課土木係主任 井礼三郎	風 桜	第二区土木工営派遣所		史料324・459は関連文書 史料251・269・270・287・288・324・325・459は同じ簿冊に綴られていたものか
325		(湖眞雑費精算報告書及び概算請求書訂正方に付き照会)	明治27年6月28日		第二課土木係主任 井礼三郎	風 桜	西頸城郡大野郵便保孫太郎方 備 石附太郎次		史料251・270・325は関連文書 史料251・269・270・287・288・324・325・459は同じ簿冊に綴られていたものか
326		(明治27年度雑事丙書類目録)	明治27年						史料289と326は共に同じ文書の一部
327		(電報着信紙)	明治27年7月4日		ゴホウマチ コニシカタ カワシタ		ヒラノマチ三 カワシタ フクマツ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
328		(電報着信紙)	明治27年7月4日		タカマツ セイノカタ サ トウ六シロ		南本丁四 オホクカタ カ トウタカカハシ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
329		(電報着信紙)	明治27年7月4日		タカマツ クタキノウ		ミナミホン四 ヤマタヨ ウシテン		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
330		(電報着信紙)	明治28年2月27日						右側四分の一欠損 史料293・295~297・313・330・351~355・490は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
331		(電報着信紙)	明治27年7月9日		コクラウヲラ丁 マツヤマ キヘエ		トウシユ丁 タハタキヘ イ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
332		[電報着信紙]	明治27年7月9日		ムロジミセイトウ		トウシウウ丁二ツノスケ	イハイマ		史料219・232・234・252・256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴りに綴られていたものか
333		[電報着信紙]	明治27年7月9日		フカカハハシモト		ノウニハンヒカシハツトリシンスケ	ハ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴りに綴られていたものか
334		[電報着信紙]	明治27年7月9日		陸軍省ノダケイリ局長		第四シタンク	ホリカカント		史料336・335・334で一通の電報 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴りに綴られていたものか
335		[電報着信紙]	明治27年7月9日		陸軍省ノダケイリ局長		第四シタンク	ホリカカント		史料336・335・334で一通の電報 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴りに綴られていたものか
336		[電報着信紙]	明治27年7月9日		陸軍省ノダケイリ局長		第四シタンク	ホリカカント		史料336・335・334で一通の電報 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴りに綴られていたものか
337		電報中継紙	7月17日		イタ[ ]ミ[ ]6 イシトウチウキチ		サイキ[ ]ウチシウソ	ラ		
338		電報中継紙	7月17日		イタ[ ]ミ[ ]6 イシトウチウキチ		タケタハルカヲチンキ			
339		電報中継紙	7月17日		ト[ ]ハ[ ] ショテン		ウスキ[ ]ンマチキチ	キラサ		
340		電報中継紙	7月17日		ハヤミイ[ ]		タケタカ[ ]ホンマチ	コ		
341		[新潟県朱野紙]								未記載
342		[新潟県朱野紙]								未記載



史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
343		[真書太閤記]							史料 204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	
344		[真書太閤記]							史料 204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457 は同じ写本の各々一丁	
345		[電報着信紙]	明治 27 年 7 月 4 日		トクシマサコ イヨシタロ	ワカ	ドシウ エ	三ツミクニニヘ	史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
346		[電報着信紙]	明治 27 年 7 月 4 日		トクシマニシ ヲラムラシンジ	マチ	南本丁 イル	ヤラヤマチキタヘ キタスエキチ	史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
347		[電報着信紙]	明治 27 年 7 月 4 日		コクサカ マ	リキ	南本一 タセウヘイ	サカイシ イシ	史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
348		[電報着信紙]	[明治 27 年 7 月 ヲ]		ハカタシ シロウツ	ママチ セイスケ	テンマ イチバ	チバ スキチ	左側三分の二欠損 史料 219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489 は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
349		[電報着信紙]					ソクキ ココ		左側四分の一欠損	
350		[電報着信紙]	[ ] 6 月 24 日				カ ンタ			
351		[電報着信紙]	明治 28 年 2 月 27 日		アタミ サワセイイチ	カタ コ	シ チ	アミ チ	史料 293・295～297・313・330・351～355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
352		[電報着信紙]	明治 28 年 2 月 27 日		ナコヤ イワタハン	キテウ ザヘモン	シ キ	ツナ カタ	史料 293・295～297・313・330・351～355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
353		[電報着信紙]	明治 28 年 2 月 27 日		トヤマ エリヲツツ	ト	トリ クラミ	イサ カ	史料 293・295～297・313・330・351～355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
354		[電報着信紙]	明治 28 年 2 月 27 日		ケフト アベタイ	ホウジ チロ	ザイ ヲカ	モク ダジ	史料 293・295～297・313・330・351～355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	

史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	作	成	宛	先	備	考
355		(電報着信紙)	明治28年2月27日	キヨトフヤマチヒラキヤカトキリヤマハコブ	ヒラキ	カスミテウニカネコケン	ダングタクマ		史料293・295～297・313・330・351～355・490は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
356		電報中継紙	7月17日	イタチホリキタ5カヒトクサフロ	カヒ	ホ[ ]クロキマツ	タロ		
357		電報中継紙	7月17日	ヲサカイタチキタ5カヒトクサフロ	カ	ホ[ ]イチマサセ	イキチ		
358		電報中継紙	7月17日	コバベサカヘマチ4テウメ58ハンテウコマツクスヤ□□テン	テウ	サエキ丁	サワキニメタ		
359		電報中継紙	7月17日	ヲサカイタチホリキタ5カヒトクサフロウ方アラキ	ア	キタ丁	アラキハチヘイ		
360		(新潟県朱野紙)						未記載	
361		(新潟県朱野紙)						未記載	
362		(簿冊の1丁)						未記載	
363		真書太閤記							史料204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁
364		(電報着信紙)	明治27年7月4日	トクシマサコミタニサワイリヨジ	サ	フシミ町一	イモトリ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
365		(電報着信紙)	明治27年7月4日	アハカベムギマスコウ	コウ	テン	アミノカウウラマチ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
366		(電報着信紙)	明治27年7月4日	トクシマサコジ	マスキ	アツチ丁	ミツイヨシ		史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
367		(文書断片)							

史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	作	成	宛	先	備	考
368		(電報着信紙)	明治27年12月29日						右側三分の一欠損 史料368・386～388・406～412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
369		(電報着信紙)	(明治28年)8月27日			クシロ			史料369・390～393は御路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
370		(電報着信紙)	明治27年6月24日			カクタ			史料370～374は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
371		(電報着信紙)	明治27年6月24日			カクタ			史料370～374は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
372		(電報着信紙)	明治27年6月24日			カクタ			史料370～374は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
373		(電報着信紙)	明治27年6月24日			カクタ			史料370～374は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
374		電報着信紙	明治27年6月24日			ムサンカ□タ			史料370～374は東京神田郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
375		電報中継紙	7月17日	ブンゴタケタマチ セン□ウ	ニシ	ラサカ チ [ ] [ ]	クイ		
376		電報中継紙	7月17日	ブンゴサカノセキマチ ウ□フ□ンジロウ		ラサカアワホリ4テウメ コイツミセイサヘモンニ テララタケ□ンゴ			
377		電報中継紙	7月17日	ブンゴタマライ クワン□ウ	ゴトウ	トラケイカンダサカエマ チ14バンチワタナベ トリカカタワタナベシロ ウ			
378		電報中継紙	7月17日	ナライリグンタマライ ヤスマツセンタロ		ヒカシクニサキクムサ シムラ ラララニヤス□ ラ			
379		(新潟県朱野紙)						未記載	
380		(新潟県朱野紙)						未記載	
381		(真書太閤記)						史料204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁	
382		(真書太閤記)						史料204～206・208～210・216～218・220～224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁	

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
383		(電報着信紙)	明治27年	7月4日	フチウマチ ノシヨウ	ナカタゲン	キタハマニ マハチ	アフリヤク	史料219・232・234・252・256・258・271～280・290・292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
384		(電報着信紙)	明治27年	7月4日	マツヤマ ウ	タイ五キンコ	コウクイ シチン	第一キンコウ	史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
385		(電報着信紙)	明治27年	7月4日	ムヤイクマ		タニマチ タ	ミヤサハラ ミヨセチヨサフロ	史料219・232～234・252～256・258・271～280・290～292・296・298・299・308～310・312・316・317・327～329・331～336・345～348・364～366・383～385・404・405・420・422・423・439～441・458・460～462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
386	1	(電報着信紙)	(明治27年カ)		横スカ		ソクキコ		左側半分欠損 史料368・386～388・406～412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
386	2	(電報着信紙)	(明治27年カ)		チンジュフ		ソクキコ		左側半分欠損 史料368・386～388・406～412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
387		(電報着信紙)	明治27年	12月31日			ヨコスカ		史料368・386～388・406～412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
388		(電報着信紙)	明治27年	12月31日			ヨコスカ		史料368・386～388・406～412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
389		(電報着信紙断片)								
390		(電報着信紙)	明治28年	8月27日			クシロ	ユウヒン	史料369・390～393は新路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
391		(電報着信紙)	明治28年	8月28日			クシロ	ユウヒン	史料369・390～393は新路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
392		(電報着信紙)	(明治28年)	8月27日			クシロ	ユウヒン	史料369・390～393は新路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
393		(電報着信紙)	(明治28年)	8月27日			クシロ		史料369・390～393は新路郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
394		電報中継紙	7月17日		タケタホン ヌキゾウ	ウエノ	クモト ウチ	シツポイ シロ ヒロ メ シロ ウ ヘ イ ソ ウ		

長野県中野市で発見された淡紙文書調査報告と今後の課題（高橋）

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
395		電報中継紙	7月17日		セキコウザン[ メイフ□タロ	]	ニシウワグンキンスキムラ キキセイゲツカンシユ ンジン			
396		電報中継紙	7月17日		ブンコナヲイリグンタマ ライムラ ヤノキンジロ		ヲサカホンマンチ2テウメ ソトムラテイジロ			
397		電報中継紙	7月17日				フサンイリエマチ サナ ダヒコサエモケン方ニテ エダスケケマツ			
398		(新潟県中魚沼郡茶業 組合規約認可願書訂 正方に付き回答)	明治21年5月1日		中魚沼郡役所		本県農商課			史料398・399・400・435・436・455・456・473・474は関連文書 史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同 じ簿冊に編綴されていたものか
399		茶業組合規約認可之 件〔新潟県中魚沼郡 茶業組合規約認可の 件〕	明治21年5月4日							農商課主任 属 師岡恭平 史料400と399で1点の文書 史料 398・399・400・435・436・455・456・473・474は関連文書 史 料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同じ 簿冊に編綴されていたものか
400		茶業組合規約認可之 件〔新潟県中魚沼郡 茶業組合規約認可の 件〕	明治21年5月4日		農商課主任 属 師岡恭平					史料400と399で1点の文書 史料398・399・400・435・436・ 455・456・473・474は関連文書 史料398・399・400・435・436 ・455・456・472・473・474は同じ簿冊に編綴されていたものか
401		明治廿二年杜丁名簿 (新潟県北魚沼郡上條 村馬場富次郎)	明治22年							
402		明治廿二年杜丁名簿 (新潟県北魚沼郡上條 村馬場才次郎)	明治22年							
403		明治廿二年杜丁名簿 (新潟県北魚沼郡上條 村穴沢万太郎)	明治22年							
404		(電報着信紙)	明治27年7月4日		本丁 コウサンギンコウ [ ]		第一銀行為替			史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・ 298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・ 345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・ 439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報 着信紙綴に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
405		(電報着信紙)	明治27年7月4日		マツヤマシロ ラヨウシロ	ハ マシカヤマ マシカヤマ	タニマ チマ チマ 三 フク キ ヤ ス ケ			史料219・232・234・252・256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか 右側三分の一欠損 史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
406		(電報着信紙)	明治27年12月29日							
407		(電報着信紙)	明治27年12月26日				ソクキ			史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
408		(電報着信紙)	明治27年12月25日				ヨコス カチ ンチ ンチ ユフ ソク キ			史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
409		(電報着信紙)	明治27年12月27日				チン シ ン ユ フ ソ ク キ コ			史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
410		(電報着信紙)	明治27年12月27日				ヨコ ス カ ソ ク キ コ			史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
411		(電報着信紙)	明治27年12月28日				サ カ ミ 横 ス カ ソ ク キ コ			史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
412		(電報着信紙)	明治27年12月31日				ヨコ ス カ チ ン チ ン ユ フ ソ ク キ コ			史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
413		(電報中継紙)	7月17日		[ ]	[ ]	[ ]			
414		(電報中継紙)	7月17日		ブン コ タ ケ ケ ツ ル カ シ キ	ツ ル カ カ	ラ サ カ イ タ チ ホ リ ト ウ リ 6 チ ウ メ イ シ ン ド ウ テ ウ キ チ			
415		(電報中継紙)	7月17日		タ ケ タ マ チ 4 7 ハ ン チ サ イ キ ソ イ 方 マ エ タ ヤ ス ジ ロ	7 ハ ン チ マ エ タ ヤ	ヲ サ カ シ ナ カ ノ ジ マ 4 テ ウ メ ハ セ カ ワ ヲ シ ノ ワ ウ ス ヲ ジ ロ			
416		(電報中継紙)	7月17日		タ ケ タ ホ ン マ チ 方 エ ト ラ	コ ラ ノ	ト [ ] ハ ヤ [ ] ハ チ			
417		廿五年度第二期地方 税減額調査	明治25年8月20日		西 浦 原 部 長 吉 川 庄 蔵		新 潟 県 知 事 籠 手 田 安 定			
418		真書太閤記								史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備考
419		[真書太閤記]							史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁
420		[電報着信紙]	明治27年	7月4日	[ カタマタサフロ	]	[ カタマタサフロ	]	右側一部欠損 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
421		[文書断片]							工事関係書類の断片か
422		電報着信紙	明治27年	7月4日	マツヤマニシホリハタ クシウフジロ		トシヨマチ三 フロシウリカイシヤ	ヤク シヤ	史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
423		[電報着信紙]	明治27年	7月4日	マツヤマカヤマチ キヘイハチ	アラ	キタクワタヤマチ サカイニヘイ	五七	史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
424		[電報着信紙]	明治28年	5月31日	[	]	[	]	右側三分の一次損 史料314・315・424・442・444・445・465~468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
425		[電報着信紙]	明治27年	5月3日			市川局		史料426・425・427で1通の電報であるが、史料425・427は同文
426		[電報着信紙]	明治28年	5月3日			市川局		史料426・425・427で1通の電報であるが、史料425・427は同文
427		[電報着信紙]	明治28年	5月3日			市川局		史料426・425・427で1通の電報であるが、史料425・427は同文
428		内国和文着信気象報 十三通	明治27年	12月下旬	相模国横須賀郵便電信局				簿冊の表紙のみ
429		[電報着信紙]	明治27年	12月23日	ヨコスカチンジユフソク キコ				史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
430		[電報着信紙]	[明治27年] 12月 24日				ソクキコ		史料368・386~388・406~412・429・430・496は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
431		電報中継紙	7月	18日	ラ□□ツルシン		モトマチ	タニナカキチ	

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
432		電報中継紙	7月18日		イタチホリトウリ シチンイナ	トウ	ウスキ リウケイクワイ シヤシウヤク			
433		電報中継紙	7月18日		ピツチウタマシマエビス マチテラサキチヨウジ ロ方シンコウマルクメ スウ		サイキマチ イマイコマ キチ			
434		内国和文中継信官私 報式百五通	明治27年7月18日		大分郵便電信局				簿冊の表紙のみ	
435		茶業組合規約訂正方 照会之件〔新潟県中 魚沼郡茶業組合規約 訂正方に付き照会の 件〕	明治21年4月20日		農商課主任 師岡属		中魚沼郡役所			史料436と435で1点の文書 史料398・399・400・435・436・ 455・456・473・474は関連文書 史料398・399・400・435・436 ・455・456・472・473・474は同じ簿冊に編綴されていたものか
436		茶業組合規約訂正方 照会之件〔新潟県中 魚沼郡茶業組合規約 訂正方に付き照会の 件〕	明治21年4月20日		農商課主任 師岡属		中魚沼郡役所			史料436と435で1点の文書 史料398・399・400・435・436・ 455・456・473・474は関連文書 史料398・399・400・435・436 ・455・456・472・473・474は同じ簿冊に編綴されていたものか
437		〔真書太閤記〕								史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・ 343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写 本の各々一丁
438		真書太閤記								史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・ 343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写 本の各々一丁
439		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日		ナンヨトツトウカイシヤ		カタハマニ カイシテン	ヨ カタカ シ		史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・ 298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・ 345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・ 439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報 着信紙綴に綴られていたものか
440		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日							グンチウマチナカタアコハチニチ ニシサワツツネヒチ 本町 イナニ シコウメイカイシヤニチ ニシサワツツネヒチ 史料219・232~234・ 252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310 ・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・ 383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462 ・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたも のか



史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
441		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日		イマハルニテ マタサフ ロ	マタサフ	ヲヲテトウリニ マタヘイ	イトウ	史料219・232・234・252・256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
442		〔電報着信紙〕	[明治28年5月カ]		サカタフナバテウ タニマコ七テン	ヲヲ	ウゼンカモミナト ツカシン八方 サダノスケ	トビ	左側三分の一欠損 史料314・315・424・442・444・445・465~468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
443		〔電報着信紙〕	明治28年5月3日						後次	
444		〔電報着信紙〕	明治28年5月31日		サカタフナバテウ ニシテウザヘモ スガイセウザヘモン	ナカ ナカ カタ	カモヲカタサク カタコウリキ ウザヘモン	タロ	史料314・315・424・442・444・445・465~468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
445		〔電報着信紙〕	明治28年5月31日		サカタフナバテウ タニマコ七	オホ タ	ウゼンカモト ンバチ	ビツカシ	史料314・315・424・442・444・445・465~468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
446		〔電報着信紙〕	明治28年5月1日				各			
447		内国和文書信局報式 拾八通	明治28年5月上旬		松戸郵便電信局				簿冊の表紙のみ	
448		〔電報着信紙〕	明治28年5月2日				各			
449		〔電報着信紙〕	明治28年5月3日				クナイカク		後次	
450		〔文書断片〕								
451		電報中継紙	7月18日		[	]	カミ□□サイキ □□ミヤサキ	ツルヲカ キソウ		
452		電報中継紙	7月18日		クマモトケン フルマサムラ エイタロ	キタダグン イチハラ エイタロ	ノヘヲカコンヤ ウゴンソウカ ソヘイ	丁ゴト 井タイ		
453		電報中継紙	7月18日		エノコシマ カタジママゴト	サヤキクミ カタ	ノベヲカアサ キゴラトラキ	ミマチ		
454		電報中継紙	7月18日		クマモトケン フルマサムラ ノコイシハラ	キタダグン シンノ4ハ エイタロウ	ノベヲカコンヤ トウゴンゾウ イソヘイ	マチ イタ		
455		茶業組合規約更正照 会之件〔新潟県中魚 沼郡茶業組合規約更 正方に付き照会の件〕	明治21年2月		農商課主任 岡 師岡恭平		中魚沼郡役所		史料456と455で1点の文書 史料398・399・400・435・436・455・456・473・474は関連文書 史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同じ簿冊に綴綴されていたものか	

史料番号	枝番号	表題(内容)	年代	作成	宛先	備考
456		茶業組合規約更正照会之件(新潟県中魚沼郡茶業組合規約更正方に付き照会の件) 〔真書太閤記〕	明治21年2月	農商課主任 眞 師岡恭平	中魚沼郡役所	史料456と455で1点の文書 史料398・399・400・435・436・455・456・473・474は関連文書 史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同じ簿冊に綴綴されていたものか 史料204~206・208~210・216~218・220~224・229・230・250・343・344・363・381・382・418・419・437・438・457は同じ写本の各々一丁
458		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日	ヨシタ アサラカノロク	タニ丁一 タケウチワフ □カタニチ カメイ□□ ミチ	史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
459		〔新潟県岩船郡郡上町道路看守人中野伊之助解職に關し5月分給料送金方に付き照会〕	明治27年5月29日	第二課土木係主任 桜井 眞 眞 眞	第二区土木工務派遣所	史料324・459は関連文書 史料251・269・270・287・288・324・325・459は同じ簿冊に綴られていたものか
460		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日	ウノマチ ミセ シンハンチ	本町 ヤマナカリエモン	史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
461		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日	ヒヨトウマサタカ	キタハマニ アフアラヤク マハ	史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
462		〔電報着信紙〕	明治27年7月4日	セウコウレン	アフアラヤクマハチ	史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか
463		〔電報着信紙〕	〔明治28年5月々〕		行徳局	左側半分欠損
464		〔文書断片〕				〔浦原□役□之印〕あり
465		電報着信紙	明治28年5月31日	サカタフアナバチウ ナカニシチウササヘモン方 カイセウサハモン	カモラカサタクトロ	史料314・315・424・442・444・445・465~468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	年代	作	成	宛	先	備	考
466		電報着信紙	明治28年	5月31日	サカタフナハテウナカニシテウザヘモンイセウサエモン	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン	史料314・315・424・442・444・445・465～468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
467		電報着信紙	明治28年	5月31日	ウゴサカタホントウカワラキスケケ方トヲキチ	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン	史料314・315・424・442・444・445・465～468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
468		電報着信紙	明治28年	5月31日	サカタホントウカワラキスケケ方トヲキチ	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン	史料314・315・424・442・444・445・465～468は羽前加茂郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
469		電報中継紙	7月	18日	ランドセトヲキチ	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン		
470		電報中継紙	7月	18日	ハヤシクラ	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン		
471		電報中継紙	7月	18日	トウシマヨカン	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン		
472		茶業組合規約認可之件〔新潟県南蒲原郡茶業組合規約認可の件〕	明治21年	5月10日	農商課主任 属 師岡恭平	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン	史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同じ簿冊に編綴されていたものか	
473		〔新潟県中魚沼郡茶業組合規約認可出願の件〕	明治21年	2月20日	中魚沼郡役所	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン	史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同じ簿冊に編綴されていたものか	
474		〔新潟県中魚沼郡茶業組合規約更正の上差出に付き取扱方照会の件〕	明治21年	4月16日	中魚沼郡役所	ウセシカ	ウセシカモロザヘモン	ウセシカモロザヘモン	史料398・399・400・435・436・455・456・472・473・474は同じ簿冊に編綴されていたものか	
475		明治廿二年壮丁名簿〔新潟県北魚沼郡上條村穴次郎助〕	明治22年							
476		明治廿二年壮丁名簿〔新潟県北魚沼郡高根村佐藤金三郎〕	明治22年							
477		明治廿一年壮丁名簿〔新潟県北魚沼郡高根村佐藤金三郎〕	明治21年							明治22年の壮丁名簿の簿冊に綴られていたものか

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
478		明治二十二年壮丁名簿(新潟県北魚沼郡入込瀬村浅井品吉)	明治22年							
479		明治二十二年壮丁名簿(新潟県北魚沼郡入込瀬村佐藤惣五郎)	明治22年							
480		廿五年度第二期地方税減額調査	明治25年10月5日		西浦原郡長 吉川庄蔵		新潟県知事	籠手田安定	地方税	
481		(新潟県中魚沼郡統計項目表第二十二通運会社)	(明治27年カ)		(中魚沼郡役所)		(新潟県内務部)		史料481・483~485・487は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	
482		(明治20年訓令第10号による新潟県南魚沼郡統計項目表回送の件)	明治27年4月2日		南魚沼郡役所		本県内務部		史料486は史料482の後ろに綴られていた南魚沼郡統計項目表の一部 南魚沼郡統計	
483		(新潟県中魚沼郡統計項目表第二十五町村ノ貯蓄物)	(明治27年カ)		(中魚沼郡役所)		(新潟県内務部)		史料481・483~485・487は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	
484		(新潟県中魚沼郡統計項目表第十九賃屋ノ金利歩合)	(明治27年カ)		(中魚沼郡役所)		(新潟県内務部)		史料481・483~485・487は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	
485		(新潟県中魚沼郡統計項目表第十八賃屋ノ賃金)	(明治27年カ)		(中魚沼郡役所)		(新潟県内務部)		史料481・483~485・487は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	
486		(新潟県南魚沼郡統計項目表第七木材ノ相場)	明治27年4月2日		南魚沼郡役所		本県内務部		史料486は史料482の後ろに綴られていた南魚沼郡統計項目表の一部 南魚沼郡統計	
487		(新潟県中魚沼郡統計項目表第八銃弾人員)	(明治27年カ)		(中魚沼郡役所)		(新潟県内務部)		史料481・483~485・487は中魚沼郡役所より新潟県に提出された中魚沼郡統計項目表のそれぞれ一部と思われる	
488		明治廿五年度第二期地方税納額調査	明治25年10月10日		刈羽郡長 安田正秀		新潟県知事	籠手田安定	地方税	
489		(電報着信紙)	明治27年7月9日						右側三分の二次相 史料219・232~234・252~256・258・271~280・290~292・296・298・299・308~310・312・316・317・327~329・331~336・345~348・364~366・383~385・404・405・420・422・423・439~441・458・460~462・489は大坂高麗橋郵便電信局の電報着信紙に綴られていたものか	

長野県中野市で発見された波紙文書調査報告と今後の課題（高橋）

史料番号	枝番号	表題(内容)	年	代	作	成	宛	先	備	考
490		(電報着信紙)			ヨコスカ 二ハ チ	ヨコスカ 二ハ チ	ホンムラテウ ンチ カ	百四十五ハ ケイセイ キカイヤ	史料 293・295～297・313・330・351～355・490 は東京麻布郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	
491		[文書断片]								
492		[文書断片]								
493		(電報着信紙断片)	[ ]	11月30日			トヤ タケ イ	[ ] カシ [ ] [ ] カワ [ ]	発信局は「イナミ」	
494		[文書断片]								
495		[文書断片]								
496		(電報着信紙断片)		明治27年12月30日					着信局は相模横須賀 史料 368・386～388・406～412・429・430・496 は相模横須賀郵便電信局の電報着信紙綴に綴られていたものか	